

議案第 40 号

東浦町税条例等の一部改正について

東浦町税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 9 月 6 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町税条例等の一部を改正する条例

(東浦町税条例の一部改正)

第 1 条 東浦町税条例(昭和 29 年東浦町条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(納税証明事項) 第 20 条の 3 地方税法施行規則(昭和 29 年總理府令第 23 号。以下「施行規則」という。)第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により <u>種別割</u> を滞納している場合においてその旨とする。 (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第 21 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 39 条、第 44 条、第 44 条の 2 若しくは第 44 条の 5(第 51 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 45 条の 4 第 1 項(第 45 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 46 条第 1 項(法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書に係る部分を除く。)、第 51 条の 7、 <u>第 61 条、第 74 条の 6 第 1 項、第 76 条第 2 項、第 90 条第 1 項</u> 若しくは第 2 項、第 94 条第 2 項、第 125 条第 1 項又は第 137 条第 3 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税	(納税証明事項) 第 20 条の 3 地方税法施行規則(昭和 29 年總理府令第 23 号。以下「施行規則」という。)第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により <u>軽自動車税</u> を滞納している場合においてその旨とする。 (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第 21 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 39 条、第 44 条、第 44 条の 2 若しくは第 44 条の 5(第 51 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 45 条の 4 第 1 項(第 45 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 46 条第 1 項(法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書に係る部分を除く。)、第 51 条の 7、 <u>第 61 条、第 76 条第 2 項、第 90 条第 1 項</u> 若しくは第 2 項、第 94 条第 2 項、第 125 条第 1 項又は第 137 条第 3 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納

<p>額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p>	<p>期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) <b>第74条の6第1項の申告書、第90条第1項</b>若しくは第2項の申告書又は第125条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p>	<p>(2) <b>第90条第1項</b>若しくは第2項の申告書又は第125条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p>
<p>(3) <b>第74条の6第1項の申告書、第90条第1項</b>若しくは第2項の申告書又は第125条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p>	<p>(3) <b>第90条第1項</b>若しくは第2項の申告書又は第125条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p>
<p>(4) から (6) まで 略 (個人の町民税の非課税の範囲)</p>	<p>(4) から (6) まで 略 (個人の町民税の非課税の範囲)</p>
<p>第26条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては個人の町民税(第2号に該当する者にあっては、第51条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p>	<p>第26条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては個人の町民税(第2号に該当する者にあっては、第51条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p>
<p>(1) 略 (2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は</p>	<p>(1) 略 (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(こ</p>

<p><u>単身児童扶養者</u>（これらの者の前年の合計所得金額が 135 万円を超える場合を除く。）</p>	<p>これらの者の前年の合計所得金額が 135 万円を超える場合を除く。）</p>
<p>2 略 (法人税割の税率)</p>	<p>2 略 (法人税割の税率)</p>
<p>第 33 条の 4 法人税割の税率は、100 分の<u>6</u>とする。 (町民税の申告)</p>	<p>第 33 条の 4 法人税割の税率は、100 分の<u>9.7</u>とする。 (町民税の申告)</p>
<p>第 35 条の 2 略 2 から 5 まで 略</p>	<p>第 35 条の 2 略 2 から 5 まで 略</p>
<p><u>6 第 1 項又は第 5 項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第 190 条の規定の適用を受けたものを有する者で町内に住所を有するものが、第 1 項の申告書を提出するときは、法第 317 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</u></p>	
<p>7 略</p>	<p>6 略</p>
<p>8 略</p>	<p>7 略</p>
<p>9 略 (個人の町民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p>	<p>8 略 (個人の町民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p>
<p>第 35 条の 3 の 2 所得税法第 194 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき<u>同項に規定する</u>給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</p>	<p>第 35 条の 3 の 2 所得税法第 194 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき<u>同項の</u>給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</p>
<p>（1）及び（2）略</p>	<p>（1）及び（2）略</p>

<p>(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、<u>その旨</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2から5まで 略 (個人の町民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第35条の3の3 所得税法第203条の6 <u>第1項</u>の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき<u>所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者</u>(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に<u>公的年金等の支払</u>を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、<u>その旨</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に</p>	<p>(3) 略</p> <p>2から5まで 略 (個人の町民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第35条の3の3 所得税法第203条の5 <u>第1項</u>の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき<u>同項の公的年金等の支払者</u>(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に<u>同項に規定する公的年金等の支払</u>を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に</p>
--	--

記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第 203 条の 6 第 2 項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

### 3 略

4 公的年金等受給者は、第 1 項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第 203 条の 6 第 6 項に規定する納稅地の所轄稅務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

### 5 略

(町民税に係る不申告に関する過料)  
第 35 条の 4 町民税の納稅義務者が第 35 条の 2 第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第 8 項若しくは第 9 項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

### 2 及び 3 略

(法人の町民税の申告納付)

第 46 条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項の規定による申告書（第 10 項、第 11

記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第 203 条の 5 第 2 項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

### 3 略

4 公的年金等受給者は、第 1 項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第 203 条の 5 第 5 項に規定する納稅地の所轄稅務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

### 5 略

(町民税に係る不申告に関する過料)  
第 35 条の 4 町民税の納稅義務者が第 35 条の 2 第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第 7 項若しくは第 8 項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

### 2 及び 3 略

(法人の町民税の申告納付)

第 46 条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項の規定による申告書（第 10 項及び第

<p><u>項目及び第 13 項において「納税申告書」</u>という。)を、同条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項及び第 23 項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 22 項の申告納付にあっては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 3 項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p><u>11 項において「納税申告書」</u>という。)を、同条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項及び第 23 項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 22 項の申告納付にあっては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 3 項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>2から9まで 略</p>	<p>2から9まで 略</p>
<p>10 法第 321 条の 8 第 42 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第 42 項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第 12 項において「申告書記載事項」という。)を、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第 12 項において「機構」という。)を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならぬ。</p>	<p>10 法第 321 条の 8 第 42 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第 42 項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第 12 項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により町長に提供することにより、行わなければならぬ。</p>
<p>11 略</p>	<p>11 略</p>
<p>12 第 10 項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第 762 条第 1 号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。</p>	<p>12 第 10 項の規定により行われた同項の申告は、法第 762 条第 1 号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。</p>
<p>13 第 10 項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合</p>	

で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて、町長の承認を受けたときは、当該町長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、町長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始日の15日前までに、これを町長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前

段の期間内に行う第 10 項の申告については、第 13 項前段の規定は適用しない。  
ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りではない。

17 第 13 項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第 15 項の届出書の提出又は法人税法第 75 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項（同法第 81 条の 24 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第 13 項後段の期間内に行う第 10 項の申告については、第 13 項後段の規定は適用しない。  
ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りではない。

(軽自動車税の納税義務者等)

第 73 条 軽自動車税は、3 輪以上の軽自動車に対し、当該 3 輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者には、法第 443 条第 2 項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第 445 条第 1 項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第 1 項の規定にかかわらず、その使用者に課する。  
ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税の納税義務者等)

第 73 条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び 2 輪の小型自動車（以下「軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

3 軽自動車等の所有者が法第 443 条第 1 項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合には、その使用者に課する。  
ただし、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第 73 条の 2 日本赤十字社が所有する軽

	<p><u>自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。</u></p> <p>(1) 救急用のもの</p> <p>(軽自動車税の課税免除)</p> <p>第 74 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対する軽自動車税を課さない。</p> <p>(1)商品であって使用しない軽自動車等</p>
第 74 条 軽自動車等の売買契約において 売主が当該軽自動車等の所有権を留保 している場合には、軽自動車税の賦課徵 収については、買主を前条第 1 項に規定 する 3 輪以上の軽自動車の取得者（以下 この節において「3 輪以上の軽自動車の 取得者」という。）又は軽自動車等の所 有者とみなして、軽自動車税を課する。	
2 前項の規定の適用を受ける売買契約 に係る軽自動車等について、買主の変更 があったときは、新たに買主となる者を 3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自 動車等の所有者とみなして、軽自動車税 を課する。	
3 法第 444 条第 3 項に規定する販売業 者等（以下この項において「販売業者等」 といふ。）が、その製造により取得した 3 輪以上の軽自動車又はその販売のた めその他運行（道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項におい て同じ。）以外の目的に供するため取 得した 3 輪以上の軽自動車について、当該 販売業者等が、法第 444 条第 3 項に規定 する車両番号の指定を受けた場合（当該 車両番号の指定前に第 1 項の規定の適 用を受ける売買契約の締結が行われた 場合を除く。）には、当該販売業者等を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなし て、環境性能割を課する。	
4 法の施行地外で 3 輪以上の軽自動車 を取得した者が、当該 3 輪以上の軽自動 車を法の施行地内に持ち込んで運行の	

用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第74条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第74条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第74条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第74条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第74条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出

するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第74条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第74条の8 町長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第81条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

（種別割の税率）

第75条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1）略

（2）軽自動車及び小型特殊自動車

（軽自動車税の税率）

第75条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1）略

（2）軽自動車及び小型特殊自動車

<p><b>ア 軽自動車</b></p> <p><u>(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。)</u> 年額 3,600 円</p> <p><u>(イ) 3輪のもの</u> 年額 3,900 円</p> <p><u>(ウ) 4輪以上のもの</u></p> <p><u>a 乗用のもの</u></p> <p>    <u>営業用</u> 年額 6,900 円</p> <p>    <u>自家用</u> 年額 10,800 円</p> <p><u>b 貨物用のもの</u></p> <p>    <u>営業用</u> 年額 3,800 円</p> <p>    <u>自家用</u> 年額 5,000 円</p> <p><u>イ 小型特殊自動車</u></p> <p><u>(ア) 農耕作業用のもの</u> 年額 2,400 円</p> <p><u>(イ) その他のもの</u> 年額 5,900 円</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(種別割の賦課期日及び納期)</u></p> <p>第 76 条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>種別割</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p><u>(種別割の徴収の方法)</u></p> <p>第 76 条の3 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p><u>(種別割に関する申告又は報告)</u></p> <p>第 78 条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則<u>第33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則<u>第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申</p>	<p><b>ア 軽自動車</b></p> <p><u>2輪のもの(側車付のものを含む。)</u> 年額 3,600 円</p> <p><u>3輪のもの</u> 年額 3,900 円</p> <p><u>4輪以上のもの</u></p> <p><u>乗用のもの</u></p> <p>    <u>営業用</u> 年額 6,900 円</p> <p>    <u>自家用</u> 年額 10,800 円</p> <p><u>貨物用のもの</u></p> <p>    <u>営業用</u> 年額 3,800 円</p> <p>    <u>自家用</u> 年額 5,000 円</p> <p><u>イ 小型特殊自動車</u></p> <p><u>農耕作業用のもの</u> 年額 2,400 円</p> <p><u>その他のもの</u> 年額 5,900 円</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(軽自動車税の賦課期日及び納期)</u></p> <p>第 76 条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p><u>(軽自動車税の徴収の方法)</u></p> <p>第 76 条の3 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p><u>(軽自動車税に関する申告又は報告)</u></p> <p>第 78 条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則<u>第33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則<u>第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申</p>
--	---

<p>告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から 15 日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第 33 号の 4 の 2 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第 33 号の 5 様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から 30 日以内に、軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第 33 号の 4 の 2 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第 34 号様式による申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>4 第 74 条第 1 項に規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から 15 日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (5) まで 略 (種別割に係る不申告に関する過料)</p> <p>第 79 条 軽自動車等の所有者等又は第 74 条第 1 項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては 10 万円以下の過料を科する。</p> <p>2 及び 3 略</p>	<p>告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から 15 日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第 33 号の 4 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第 33 号の 5 様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から 30 日以内に、軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第 33 号の 4 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第 34 号様式による申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>4 第 73 条第 2 項に規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から 15 日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (5) まで 略 (軽自動車税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第 79 条 軽自動車等の所有者等又は第 73 条第 2 項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては 10 万円以下の過料を科する。</p> <p>2 及び 3 略</p>
--	--

<p>(種別割の減免)</p> <p>第 80 条 町長は、公益のため直接専用する<u>軽自動車等</u>のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割を減免する</u>。</p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割の減免</u>を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、当該<u>軽自動車等</u>について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (8) まで 略</p> <p>3 第 1 項の規定によって<u>種別割の減免</u>を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>種別割の減免</u>)</p> <p>第 81 条 町長は、次の各号に掲げる<u>軽自動車等</u>のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割を減免する</u>。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者            (以下「<u>身体障害者</u>」といふ。) 又は精神に障害を有し歩行が困難な者 (以下「<u>精神障害者</u>」といふ。) が所有する<u>軽自動車等</u> (身体障害者で年齢 18 歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する<u>軽自動車等</u>を含む。) で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者 (以下「<u>身体障害者等</u>」といふ。) のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等 (身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。) のために当該身体障害者等 (身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。) を常時介護する者が<u>運転するもの</u> (1 台に限る。)</p>	<p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第 80 条 町長は、公益のため直接専用するものと認める<u>軽自動車等</u>に対しては、<u>軽自動車税を減免する</u>ことができる。</p> <p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税の減免</u>を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、当該<u>軽自動車等</u>について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (8) まで 略</p> <p>3 第 1 項の規定によって<u>軽自動車税の減免</u>を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>軽自動車税の減免</u>)</p> <p>第 81 条 町長は、次の各号に掲げる<u>軽自動車等</u>に対しては、<u>軽自動車税を減免する</u>ことができる。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者            (以下「<u>身体障害者</u>」といふ。) 又は精神に障害を有し歩行が困難な者 (以下「<u>精神障害者</u>」といふ。) が所有する<u>軽自動車等</u> (身体障害者で年齢 18 歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する<u>軽自動車等</u>を含む。) で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者 (以下「<u>身体障害者等</u>」といふ。) のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等 (身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。) のために当該身体障害者等 (身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。) を常時介護する者が<u>運転するもの</u> (1 台に限る。)</p>
--	--

<p>(2) 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。</p> <p>(1) から (6) まで 略</p> <p>3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出があ</p>	<p>もの（1台に限る。）</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下本項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下本項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。</p> <p>(1) から (6) まで 略</p> <p>3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出があ</p>
---	---

<p>る場合には、当該書類の提出)をするとともに、<u>前条第2項各号</u>に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p>	<p>がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、<u>第80条第2項各号</u>に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p>
<p>4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。</p>	<p>4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。</p>
<p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p>	<p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p>
<p>第82条 略</p>	<p>第82条 略</p>
<p>2 法<u>第445条</u>若しくは<u>第74条の2</u>又は<u>第73条第3項</u>ただし書の規定によって<u>種別割</u>を課すことのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならぬ。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法<u>第445条</u>若しくは<u>第74条の2</u>又は<u>第73条第3項</u>ただし書の規定によって<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p>	<p>2 法<u>第443条</u>若しくは<u>第73条の2</u>又は<u>第73条第3項</u>ただし書の規定によって<u>軽自動車税</u>を課すことのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならぬ。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法<u>第443条</u>若しくは<u>第73条の2</u>又は<u>第73条第3項</u>ただし書の規定によって<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p>
<p>3から6まで 略</p>	<p>3から6まで 略</p>
<p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して<u>種別割</u>が</p>	<p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して<u>軽自動車</u></p>

課されることとなったときは、その事由が発生した日から 15 日以内に町長に対しその標識及び証明書を返納しなければならない。

8 及び 9 略

附 則

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第 15 条の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号(同条第 4 項において準用する場合を含む。)に掲げる 3 輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間(附則第 15 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第 73 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第 15 条の 2 の 2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が法第 446 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)又は法第 451 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同条第 4 項において準用する場合を含む。)の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 29 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から 15 日以内に町長に対しその標識及び証明書を返納しなければならない。

8 及び 9 略

附 則

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第 15 条の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号(同条第 4 項において準用する場合を含む。)に掲げる 3 輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間(附則第 15 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第 73 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第 15 条の 2 の 2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が法第 446 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)又は法第 451 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同条第 4 項において準用する場合を含む。)の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 29 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

- 3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第74条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後ににおいて知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。  
(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)
- 第15条の3 町長は、当分の間、第74条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第 15 条の 4 第 74 条の 6 の規定による申告納付については、当分の間、同条中の「町長」とあるのは、「県知事」とする。  
(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第 15 条の 5 町は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 29 条の 16 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第 15 条の 6 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 74 条の 4 の規定の適用について、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 号	100 分の 1	100 分の 0.5
第 2 号	100 分の 2	100 分の 1
第 3 号	100 分の 3	100 分の 2

2 自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 74 条の 4 (第 3 号に係る部分に限る。) の規定の適用については、同号中の「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 2」とする。

3 自家用の 3 輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第 74 条の 4 (第 2 号に係る部分に限る。) 及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100 分の 2」とあるのは、「100 分の 1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

(軽自動車税の税率の特例)

第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第 75 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第 2 号ア</u>	<u>3,900 円</u>	<u>4,600 円</u>
(イ)		
<u>第 2 号ア</u>	<u>6,900 円</u>	<u>8,200 円</u>
(ウ) a	<u>10,800 円</u>	<u>12,900 円</u>
<u>第 2 号ア</u>	<u>3,800 円</u>	<u>4,500 円</u>
(ウ) b	<u>5,000 円</u>	<u>6,000 円</u>

2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 75 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第 2 号ア</u>	<u>3,900 円</u>	<u>1,000 円</u>
(イ)		
<u>第 2 号ア</u>	<u>6,900 円</u>	<u>1,800 円</u>
(ウ) a	<u>10,800 円</u>	<u>2,700 円</u>
<u>第 2 号ア</u>	<u>3,800 円</u>	<u>1,000 円</u>

第 16 条 平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する平成 31 年度分の軽自動車税に係る第 75 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第 2 号ア</u>	<u>3,900 円</u>	<u>4,600 円</u>
	<u>6,900 円</u>	<u>8,200 円</u>
	<u>10,800 円</u>	<u>12,900 円</u>
	<u>3,800 円</u>	<u>4,500 円</u>
	<u>5,000 円</u>	<u>6,000 円</u>

2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 75 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第 2 号ア</u>	<u>3,900 円</u>	<u>1,000 円</u>
	<u>6,900 円</u>	<u>1,800 円</u>
	<u>10,800 円</u>	<u>2,700 円</u>
	<u>3,800 円</u>	<u>1,000 円</u>

(ウ) b	5,000 円	1,300 円		5,000 円	1,300 円
3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち 3 輪以上のものに対する第 75 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に対する第 75 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		

第 2 号 ア	3,900 円	2,000 円
(イ)		
第 2 号 ア	6,900 円	3,500 円
(ウ) a	10,800 円	5,400 円
第 2 号 ア	3,800 円	1,900 円
(ウ) b	5,000 円	2,500 円

4 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げるガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 75 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に

第 2 号ア	3,900 円	2,000 円
6,900 円	3,500 円	
10,800 円	5,400 円	
3,800 円	1,900 円	
5,000 円	2,500 円	

4 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 75 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第 2 号 ア</u>	<u>3,900 円</u>	<u>3,000 円</u>
(イ)		
<u>第 2 号 ア</u>	<u>6,900 円</u>	<u>5,200 円</u>
(ウ) a	<u>10,800 円</u>	<u>8,100 円</u>
<u>第 2 号 ア</u>	<u>3,800 円</u>	<u>2,900 円</u>
(ウ) b	<u>5,000 円</u>	<u>3,800 円</u>

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第 16 条の 2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が前条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第 76 条第 2 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車

それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第 2 号 ア</u>	<u>3,900 円</u>	<u>3,000 円</u>
	<u>6,900 円</u>	<u>5,200 円</u>
(ウ) a	<u>10,800 円</u>	<u>8,100 円</u>
	<u>3,800 円</u>	<u>2,900 円</u>
(ウ) b	<u>5,000 円</u>	<u>3,800 円</u>

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第 16 条の 2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が前条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 町長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第 76 条第 2 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する

<p><u>税の種別割</u>に関する規定（第78条及び第79条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき<u>軽自動車税の種別割</u>の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>規定（第78条及び第79条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき<u>軽自動車税</u>の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>4 第2項の規定の適用がある場合における第21条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）とする。」</p>
--	---

第2条 東浦町税条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p><b>附 則</b> (軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p><b>附 則</b> (軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p>表 略</p> <p>2から4まで 略</p>	<p>表 略</p> <p>2から4まで 略</p>
<p><b>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が</b></p>	

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2及び3 略

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2及び3 略

(東浦町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 東浦町税条例等の一部を改正する条例（平成26年東浦町条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する<u>軽自動車税の種別割</u>に係る<u>東浦町税条例第75条及び附則第16条</u>の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ</p>	<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する<u>軽自動車税</u>に係る<u>新条例第75条及び新条例附則第16条</u>の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄</p>

ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
<u>第75条第2号ア(イ)</u>	<u>3,900円</u>	<u>3,100円</u>
<u>第75条第2号ア(ウ)a</u>	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>
<u>第75条第2号ア(ウ)b</u>	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>
<u>附則第16条第1項</u>	略	略
<u>附則第16条第1項の表</u> <u>第2号ア(イ)の項</u>	<u>第2号ア(イ)</u> 平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第75条第2号ア(イ)	<u>3,900円</u> 3,100円
<u>附則第16条第1項の表</u> <u>第2号ア(ウ)aの項</u>	<u>第2号ア(ウ)a</u> 平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第75条第2号ア(ウ)a	<u>6,900円</u> 5,500円
		<u>10,800円</u> 7,200円
<u>附則第16条第1項の表</u> <u>第2号ア(ウ)bの項</u>	<u>第2号ア(ウ)b</u> 平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第75条第2号	
に掲げる字句とする。		
<u>新条例第75条第2号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>3,100円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>
<u>新条例附則第16条第1項の表以外の部分</u>	略	略
<u>新条例附則第16条第1項の表第2号アの項</u>	<u>第2号ア</u> 平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第75条	<u>3,900円</u> 3,100円
		<u>6,900円</u> 5,500円
		<u>10,800円</u> 7,200円

		ア(ウ) b			
	3,800円	3,000円		3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円

(東浦町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 東浦町税条例の一部を改正する条例（平成27年東浦町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
附 則 (町たばこ税に関する経過措置)	附 則 (町たばこ税に関する経過措置)
第3条 略	第3条 略
2から6まで 略	2から6まで 略
7 第4項の規定により町たばこ税を課する場合においては、前3項に規定するもののほか、新条例第21条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	7 第4項の規定により町たばこ税を課する場合においては、前3項に規定するもののほか、新条例第21条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
第21条の項及び第21条第2号の項 略	第21条の項及び第21条第2号の項 略
第21条第3号 <u>第74条の6第1項の申告書、第90条第1項</u> 若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	第21条第3号 <u>第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限</u>
第90条第4項の項から第93条第2項の項まで 略	第90条第4項の項から第93条第2項の項まで 略
8から14まで 略	8から14まで 略

(東浦町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 東浦町税条例等の一部を改正する条例（平成30年東浦町条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
-----	-----

<p><b>附 則</b></p> <p><b>第5条 略</b></p> <p><b>2及び3 略</b></p> <p>4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第21条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">第21条の項及び第21条第2号の項 略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第21条第 3号</td> <td style="text-align: center;"><u>第74条の6第 1項の申告書、 第90条第1項</u> 若しくは第2項 の申告書又は第 125条第1項の 申告書でその提 出期限</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">第90条第4項の項から第93条第2項 の項まで 略</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>5 略</b></p> <p><b>第7条 令和2年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する</b></p>	第21条の項及び第21条第2号の項 略			第21条第 3号	<u>第74条の6第 1項の申告書、 第90条第1項</u> 若しくは第2項 の申告書又は第 125条第1項の 申告書でその提 出期限	略	第90条第4項の項から第93条第2項 の項まで 略			<p><b>附 則</b></p> <p><b>第5条 略</b></p> <p><b>2及び3 略</b></p> <p>4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第21条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">第21条の項及び第21条第2号の項 略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第21条第 3号</td> <td style="text-align: center;"><u>第90条第1項</u> 若しくは第2項 の申告書又は第 125条第1項の 申告書でその提 出期限</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">第90条第4項の項から第93条第2項 の項まで 略</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>5 略</b></p> <p><b>第7条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在す</b></p>	第21条の項及び第21条第2号の項 略			第21条第 3号	<u>第90条第1項</u> 若しくは第2項 の申告書又は第 125条第1項の 申告書でその提 出期限	略	第90条第4項の項から第93条第2項 の項まで 略		
第21条の項及び第21条第2号の項 略																			
第21条第 3号	<u>第74条の6第 1項の申告書、 第90条第1項</u> 若しくは第2項 の申告書又は第 125条第1項の 申告書でその提 出期限	略																	
第90条第4項の項から第93条第2項 の項まで 略																			
第21条の項及び第21条第2号の項 略																			
第21条第 3号	<u>第90条第1項</u> 若しくは第2項 の申告書又は第 125条第1項の 申告書でその提 出期限	略																	
第90条第4項の項から第93条第2項 の項まで 略																			

貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。) を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 30 年総務省令第 25 号。附則第 9 条第 2 項において「平成 30 年改正規則」という。)別記第 2 号様式による申告書を令和 2 年 11 月 2 日までに町長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和 3 年 3 月 31 日までに、その申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による納付書により納付しなければならない。

4 第 1 項の規定により町たばこ税を課する場合には、前 3 項に規定するもののほか、第 3 条の規定による改正後の東浦町税条例(以下この項及び次項において「令和 2 年新条例」といふ。)第 21 条、第 90 条第 4 項及び第 5 項、第 92 条の 2 並びに第 93 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる令和 2 年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 21 条の項及び第 21 条第 2 号の項 略		
第 21 条第 3 号	<u>第 74 条の 6 第 1 項の申告書</u>	略

る貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。) を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 30 年総務省令第 25 号。附則第 9 条第 2 項において「平成 30 年改正規則」という。)別記第 2 号様式による申告書を平成 32 年 11 月 2 日までに町長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 33 年 3 月 31 日までに、その申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による納付書により納付しなければならない。

4 第 1 項の規定により町たばこ税を課する場合には、前 3 項に規定するもののほか、第 3 条の規定による改正後の東浦町税条例(以下この項及び次項において「32 年新条例」といふ。)第 21 条、第 90 条第 4 項及び第 5 項、第 92 条の 2 並びに第 93 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32 年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 21 条の項及び第 21 条第 2 号の項 略		
第 21 条第 3 号	<u>第 90 条第 1 項</u>	略 若しくは第 2 項

	<b>第 90 条第 1 項</b> 若しくは第 2 項の申告書又は第 125 条第 1 項の申告書でその提出期限			の申告書又は第 125 条第 1 項の申告書でその提出期限	
第 90 条第 4 項の項から第 93 条第 2 項の項まで 略					第 90 条第 4 項の項から第 93 条第 2 項の項まで 略
5 <b>令和 2 年新条例</b> 第 91 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。					5 <b>32 年新条例</b> 第 91 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。
第 9 条 <b>令和 3 年 10 月 1 日前に</b> 売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 51 条第 11 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出した					第 9 条 <b>平成 33 年 10 月 1 日前に</b> 売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 51 条第 11 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出した

ものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を令和3年11月1日までに町長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を出した者は、令和4年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書により納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するものほか、第4条の規定による改正後の東浦町税条例（以下この項及び次項において「令和3年新条例」という。）第21条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる令和3年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第21条の項及び第21条第2号の項 略

ものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに町長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書により納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するものほか、第4条の規定による改正後の東浦町税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第21条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第21条の項及び第21条第2号の項 略

第 21 条第 3 号	<u>第 74 条の 6 第 1 項の申告書、</u> <u>第 90 条第 1 項</u> 若しくは第 2 項 の申告書又は第 125 条第 1 項の 申告書でその提 出期限	略	第 21 条第 3 号	<u>第 90 条第 1 項</u> 若しくは第 2 項 の申告書又は第 125 条第 1 項の 申告書でその提 出期限	略
第 90 条第 4 項の項から第 93 条第 2 項 の項まで 略			第 90 条第 4 項の項から第 93 条第 2 項 の項まで 略		
5 令和 3 年新条例第 91 条の規定は、販 売契約の解除その他やむを得ない理由 により、町の区域内に営業所の所在する 小売販売業者に売り渡した製造たばこの うち、第 1 項の規定により町たばこ税を 課された、又は課されるべきものの返 還を受けた卸売販売業者等について準 用する。この場合において、当該卸売販 売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これら の規定に規定する申告書に添付すべき 施行規則第 16 号の 5 様式による書類中 「返還の理由及びその他参考となるべ き事項」欄に、当該控除又は還付を受け ようとする製造たばこについて第 1 項 の規定により町たばこ税が課された、又 は課されるべきであった旨を証するに 足りる書類に基づいて、当該返還に係る 製造たばこの品目ごとの本数を記載し た上で同様式による書類をこれらの申 告書に添付しなければならない。			5 33 年新条例第 91 条の規定は、販売契 約の解除その他やむを得ない理由によ り、町の区域内に営業所の所在する小売 販売業者に売り渡した製造たばこのう ち、第 1 項の規定により町たばこ税を課 された、又は課されるべきものの返還を 受けた卸売販売業者等について準用す る。この場合において、当該卸売販売業 者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は 第 16 条の 4 の規定により、これらの規 定に規定する申告書に添付すべき施行 規則第 16 号の 5 様式による書類中「返 還の理由及びその他参考となるべき事 項」欄に、当該控除又は還付を受けよう とする製造たばこについて第 1 項の規 定により町たばこ税が課された、又は課 されるべきであった旨を証するに足り る書類に基づいて、当該返還に係る製造 たばこの品目ごとの本数を記載した上 で同様式による書類をこれらの申告書 に添付しなければならない。		

## 附 則

### (施行期日)

第 1 条 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規  
定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 5 条の規定（附則第 5 条第 4 項の改正規定を除く。） 公布の日
- (2) 第 1 条中東浦町税条例第 35 条の 2 中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項と  
し、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に 1 項を加える改正規定並びに第 35 条の 3

の2第1項、第35条の3の3及び第35条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和2年1月1日

- (3) 第1条中東浦町税条例第46条第1項、第10項及び第12項の改正規定並びに同条に5項を加える改正規定並びに附則第4条の規定 令和2年4月1日
- (4) 第1条中東浦町税条例第26条第1項第2号の改正規定及び附則第5条の規定 令和3年1月1日
- (5) 第2条の規定及び附則第7条の規定 令和3年4月1日  
(町民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の東浦町税条例（以下「新条例」という。）第33条の4の規定は、前条本文に規定する施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の東浦町税条例（次項及び第3項において「令和2年新条例」という。）第35条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の町民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の町民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 令和2年新条例第35条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき東浦町税条例第35条の2第1項に規定する給与について提出する令和2年新条例第35条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 令和2年新条例第35条の3の3第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する令和2年新条例第35条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の東浦町税条例第46条第13項から第17項までの規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の東浦町税条例第26条第1項第2号の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第6条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条本文に規定する施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第7条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の東浦町税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

#### 提案理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため提案するものである。

議案第41号

東浦町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

東浦町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年9月6日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

東浦町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年東浦町条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(償還等)	(償還等)
第15条 略	第15条 略
2 略	2 略
3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、一時償還、違約金等については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u>	<u>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第 42 号

東浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部改正について

東浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 9 月 6 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

東浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年東浦町条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(基準) 第 2 条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、 <u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準</u> （平成 26 年内閣府令第 39 号）に定めるとおりとする。	(基準) 第 2 条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、 <u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準</u> （平成 26 年内閣府令第 39 号）に定めるとおりとする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第 43 号

東浦町印鑑条例の一部改正について

東浦町印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 9 月 6 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町印鑑条例の一部を改正する条例

東浦町印鑑条例（平成 2 年東浦町条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の条に改める。

改正後	改正前
(登録印鑑)	(登録印鑑)
第5条 略	第5条 略
2 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録しないものとする。	2 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録しないものとする。
(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、 <u>名</u> 、 <u>旧氏</u> （住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（住民基本台帳法施行令第 30 条の 16 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は <u>氏名</u> 、 <u>旧氏</u> 若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの	(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、 <u>名</u> 若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 26 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は <u>氏名</u> 若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの
(2) 職業、屋号、資格その他 <u>氏名</u> 、 <u>旧氏</u> 又は通称以外の事項を表しているもの	(2) 職業、屋号、資格その他 <u>氏名</u> 又は通称以外の事項を表しているもの
(3) から (6) まで 略	(3) から (6) まで 略
3 略	3 略
(登録事項)	(登録事項)
第6条 印鑑票には、印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。	第6条 印鑑票には、印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。
(1) から (3) まで 略	(1) から (3) まで 略
(4) <u>氏名</u> （氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外	(4) <u>氏名</u> （外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、 <u>氏名</u> 及び通称）

國人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては氏名及び当該通称)

(5) 略

(6) 略

(印鑑登録証明書)

第11条 印鑑登録証明書は、印鑑票に登録されている印影の写し(印鑑票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録し、これを用紙に出力したもの)について証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 略

(2) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録されている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては氏名及び当該通称)

(3) 略

(4) 略

2 略

(印鑑登録の抹消)

第14条 略

2 町長は、登録者について、次の各号のいずれかに該当する事実を知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。

(1) 及び (2) 略

(3) 氏名、氏(氏に変更があった者にあっては、住民票に記録されている旧氏)又は名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合は通称を含む。)を変更したことによ

(5) 男女の別

(6) 略

(7) 略

(印鑑登録証明書)

第11条 印鑑登録証明書は、印鑑票に登録されている印影の写し(印鑑票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録し、これを用紙に出力したもの)について証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 略

(2) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)

(3) 男女の別

(4) 略

(5) 略

2 略

(印鑑登録の抹消)

第14条 略

2 町長は、登録者について、次の各号のいずれかに該当する事実を知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。

(1) 及び (2) 略

(3) 氏名、氏又は名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合は通称を含む。)を変更したことにより登録した印鑑が第5条第2項第1号に該当することとなつたと

り登録した印鑑が第5条第2項第1号に該当することとなったとき。 (4)から(6)まで 略 3 略	き。 (4)から(6)まで 略 3 略
--	---------------------------

#### 附 則

- 1 この条例は、令和元年11月5日から施行する。
- 2 この条例の施行日前に交付されたこの条例による改正前の東浦町印鑑条例第11条第1項に規定する事項が記載された印鑑登録証明書は、同日以後においても、なお効力を有する。

#### 提案理由

住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、所要の規定を整備する等のため提案するものである。

議案第 44 号

東浦町水道事業給水条例及び東浦町水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について

東浦町水道事業給水条例及び東浦町水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 9 月 6 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町水道事業給水条例及び東浦町水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

(東浦町水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 東浦町水道事業給水条例（平成 10 年東浦町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(手数料) 第 34 条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後徴収することができる。 (1) 略 <u>(2) 第 7 条第 1 項の指定の更新手数料 1 件につき 10,000 円</u> (3) 略 (給水装置の基準違反に対する措置) 第 37 条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号） <u>第 6 条</u> に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。 2 略	(手数料) 第 34 条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後徴収することができる。 (1) 略 <u>(2) 略</u> (給水装置の基準違反に対する措置) 第 37 条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号） <u>第 5 条</u> に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。 2 略

(東浦町水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正)

第 2 条 東浦町水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成 24 年東

浦町条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、水道法施行令(昭和32年政令第336号) <u>第5条第1項</u> に定める資格とする。	(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、水道法施行令(昭和32年政令第336号) <u>第4条第1項</u> に定める資格とする。
(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、水道法施行令 <u>第7条第1項</u> に定める資格とする。	(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、水道法施行令 <u>第6条第1項</u> に定める資格とする。

#### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

#### 提案理由

水道法の一部改正に伴い、所要の規定を整備する等のため提案するものである。

議案第 48 号

町道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を廃止するものとする。

令和元年 9 月 6 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

整理番号	路 線 名	起 点 ( 地 先 )	重要な経過地
		終 点 ( 地 先 )	
3008	緒川新田 8 号線	東浦町大字緒川字姥池 76 番	
		東浦町大字緒川字姥池 54 番	
3010	緒川新田 10 号線	東浦町大字緒川字姥池 36 番	
		東浦町大字緒川字姥池 26 番 80	

提案理由

開発行為に伴い、路線を廃止するため提案するものである。

議案第 49 号

町道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を変更するものとする。

令和元年 9 月 6 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

整理番号	旧 新 別	路 線 名	起 点 ( 地 先 )	重要な経過地
			終 点 ( 地 先 )	
3009	旧  新	緒川新田 9 号線	東浦町大字緒川字姥池 86 番	
			東浦町大字緒川字姥池 26 番 125	
			東浦町大字緒川字姥池 26 番 71	
			東浦町大字緒川字姥池 26 番 125	
3012	旧  新	緒川新田 12 号線	東浦町大字緒川字姥池 51 番	
			東浦町大字緒川字深狭間 29 番	
			東浦町大字緒川字姥池 57 番 1	
			東浦町大字緒川字深狭間 29 番	
3013	旧  新	緒川新田 13 号線	東浦町大字緒川字姥池 49 番	
			東浦町大字緒川字姥池 59 番	
			東浦町大字緒川字姥池 68 番	
			東浦町大字緒川字姥池 59 番	
3221	旧  新	緒川新田 221 号線	東浦町大字緒川字姥池 36 番	
			東浦町大字緒川字深狭間 13 番	
			東浦町大字緒川字姥池 69 番 1	
			東浦町大字緒川字深狭間 13 番	
3222	旧  新	緒川新田 222 号線	東浦町大字緒川字姥池 55 番	
			東浦町大字緒川字鴻ノ木 53 番 1	
			東浦町大字緒川字深狭間 10 番 46	
			東浦町大字緒川字鴻ノ木 53 番 1	

提案理由

開発行為に伴い、起点を変更するため提案するものである。

議案第 50 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を認定するものとする。

令和元年 9 月 6 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

整理番号	路 線 名	起 点 ( 地 先 )	重要な経過地
		終 点 ( 地 先 )	
3243	緒川新田 243 号線	東浦町大字緒川字姥池 69 番 1 東浦町大字緒川字姥池 36 番 1	

提案理由

開発行為により道路が築造整備されたことから、新たな道路として認定するため提案するものである。